

平成 29 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 6 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田伊一郎 君	4 番 前田 修一 君
5 番 口木 俊二 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 橋村 孝彦 君
11 番 後城 一雄 君	

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 加瀬川哲文 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 岡木 徳人 君
総 務 課 長 森 隆志 君	健康ほけん課長 深草 孝俊 君
農林水産課長 岡田半二郎 君	町 民 課 長 構 浩光 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 三根 貞彦 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 高月淳一郎 君
教 育 次 長 峯 広美 君	税 務 課 長 松山 昭 君
会 計 課 長 下野 慶計 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号))

日程第 5 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号))

日程第 6 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号))

日程第 7 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて

- (平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 8 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 9 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 10 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 11 議案第 39 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 40 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (中尾辺地)
- 日程第 13 議案第 41 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (太ノ浦辺地)
- 日程第 14 議案第 42 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (中岳辺地)
- 日程第 15 議案第 43 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (遠目辺地)
- 日程第 16 議案第 44 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (蕪辺地)
- 日程第 17 議案第 45 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について (一ツ石辺地)
- 日程第 18 議案第 46 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 議案第 47 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議案第 48 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 49 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 議案第 50 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 報告第 4 号 繰越明許費に関する報告について
(平成 28 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 24 報告第 5 号 繰越明許費に関する報告について
(平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計)
- 日程第 25 請願第 1 号 まちづくり支援交付金等審査特別委員会による委員会審査報告書に関する請願書

6 閉 会

開 会（午前9時29分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（後城一雄君）

昨日に引き続き一般質問を行います。8番議員、森敏則君の質問を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回は2点、町長に対して質問をさせていただきます。1点目につきましては、高齢者介護予防筋力向上トレーニング教室の開講についてということで質問をさせていただきます。通告書にしたがいまして読み上げますので、答弁をお願いいたします。

それでは、平成23年度までに高齢者を対象に総合会館保健センター及び東部コミュニティセンターで実施されておりました高齢者介護予防筋力向上トレーニング事業は、渡邊町長就任1年後だと思いますが、中止されたということですが、高齢者からはこの存続熱望を求める声が大きかったと私は記憶をしております。その後、介護予防・日常生活支援総合事業として、よんなっせ、よってみんな、すこやかクラブ、地域・地区の体操教室に、介護担当の臨時職員が筋トレ、脳トレ等の指導をされているということですが、

全国では、高齢者が健康で生き生きとした日常生活を送るため、目標に合わせた介護予防プログラムを立案し、健康面等のサポートをする介護予防運動員が注目されております。

介護予防とは、要介護状態の発生をできる限り防ぐ、遅らせると。そして、要介護状態にあってもその悪化をできるだけ防ぐと。更に軽減を目指すということが定義されているということですが、

東部コミュニティセンターで利用しておりました高齢者用の筋トレマシン4台、平成24年度から現在まで5年間未使用のままとなっております。担当部署に確認したところ、適正な指導者がいれば使用して良いという回答をいただいております。

民間では、このような高価な運動機器を4台放置することはあまり考えられませんが、是非とも、今回提案したいのが、本来の目的である東部コミュニティセンターの機器を有効利用して、東部地区高齢者介護予防筋力トレーニング教室の開講を求めたいということですが、町長にその見解を伺いたいと思っております。

2点目の質問ですが、町長に対してはちょっと失礼な質問になるかも知れませんが、当初予算と補正予算計上の考え方ということで質問をさせていただきます。

当初予算というのは、そもそも施政方針に基づいて成り立っていると思っております。また、補正予算につきましては、読んで字のごとく補って正しくするという考え方が基本になっているのかなと思っております。また、当初予算は年度末に次年度の町の施策、継続事業等を含めて、将来を

考え次世代への基盤づくりの投資及び町民の暮らしに繋がる施策等を配分する考えの中で、それぞれの事業を検証し、選択と集中による事業の重点化を考慮し、予算編成に取り組むべきであると私はとらえております。

また、補正予算につきましては、基本的には当初予算を補正するものであり、当初予算の執行が困難になった場合、あるいは修正が必要になった場合、更には不測の事態、突発的な災害対策として補正されるものであるととらえております。

そこで改めて確認をしたいということで、当初予算計上で考慮する点、考慮というのか最も重視する点と理解していただければ幸いです。同じく補正予算も、同じ質問で答弁をお願いしたいと思います。以上、登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは森議員のご質問にお答えいたします。まず高齢者介護予防筋力向上トレーニング教室の開講についてでございますけども、まず結論から申し上げます。まず介護予防ですか、そうなればですね、これは今年の4月から介護の支援制度ですか、これがスタートいたしておりますので、是非こころの活用をお願いしたいと考えております。それから元気な方を想定されておられれば、これは保健センターのトレーニングジムを、活用をお願いしたいと考えております。

そしてマシンにつきましては、どこかに移動させようと考えておりました。今、議員が指摘されておりますとおり、本当に何年間も放置をしていたのは大変申しわけないと思っております。

まず、私が就任をいたしまして、中止をしたこと。これは、筋トレのマシンとは全く関係ありません。このマシンというのは、高齢者も比較的に元気な方を対象とされているマシンでございます。平成16年3月に182万円ということで購入をされているそうですが、これは後付けみたいな感じで、コミセンがあるからということで基本計画に沿って買われたということで、後で魂を入れたような感じでございますので、利用がほとんどないような感じじゃないかなと思っております。

そして私が中止をいたしたのが、イスに座って行う体操です。当然、総合会館では全く機具は使いません。50名くらいいらっしゃるわけですが、機具は使われません。50名もいたらマシンは使われません。かろうじて東部コミセンが4台ありましたので、何人かは使われたと思います。いくらかは使ったと思います。全然使っていないじゃないんですけども、ほぼ使っていないと思います。そういうことで、そこは私はあんまりこう就任早々分かりませんでした。何で止めたかといいますと、指導されるインストラクター、この方が1日8時間の労働としますと6万円貰っておられました。1日の給料が6万円ですよ。それを2名でやっておられましたので、660万円近くあったわけです。それを6年間介護予防の2次予防で、3300万円使われておりました。これは非常に、もっと教えるインストラクターを変えたら安くできるんじゃないかということで、もうこれは私の就任1年目だったんですけども、これは英断だったんですけども止めました。

そういうことで、この介護予防でイスで行う事業というのは、指導者が簡単にできます。例えば、よんなっせとか生き生きサロンとか今現在やっておりますけども、自分たちでできます。他の市町村は、高齢者の方が自らそういうことをやっています。今からそういう高齢者で元気な方がいらっしゃいますので、そういう方に運動あたりをリーダーになってもらってやってもらえば、非常に相乗効果で

費用もなくてされるかなと思っております。

それから、この筋力トレーニングのマシンをした場合、安全性を考慮しなければなりません。マンツーマンで指導をしないと、これは逆に危険なんですね。これは有酸素運動を取り入れながらしないと大変なことになりますので、逆に病気になるような危険性もございますので、十分注意をしなければならぬかなと思っております。

話が今、社会福祉協議会も全くそういう機具がないということで、今回通所サービスという支援制度が4月からスタートしました。そっちの方に資格者を入れて、そういう機会に使わしてくれないかという要望等もあっております。今後はその辺も含めまして、議員の要望も含めまして検討していければ良いかなと思っております。

それから、これはもう当然議員が言われるように、民間などでは考えられないということですが、公共でも考えられません。これは絶対してはならないことでございますので、本当に残念だなと思っております。

2点目の、今度は当初予算と補正予算ですけども、議員の言われるとおり、そのとおりだと考えております。後ですね、これは改めて確認をしたいということでございますけれども、当初予算で考慮する点、あるいは補正予算で考慮する点、がございますけれども、これは基本区別はございません。どちらの予算も同じような考え方でやります。時期が違うだけでございます。

考慮する点でいいますと、これはもう我々自治体では、総計予算主義とか、あるいは会計年度の独立の原則とかですね。あるいは公開をすとかってというのが基本原則でございますので、この辺は重視をしなければなりません。

そして、特に当初予算というのは、予算編成方針を決めます。それは国県とかの経済状況の動向とかを加味します。そして、いつも話をしております地方財政計画の見通し、これは国が出します資財計画といいますけれども、これの見通しを必ず見なければなりません。それと財政の今後の見通しも大変重要なことでございます。

基本ここら辺がありますけれども、要は住民の方の要望、政治はこうあってほしいという要望を、いかに実現するかというのが一番私は重要なことかなと思っております。そしてその当初予算編成に基づきまして、基本方針を作ります。これは先ほどおっしゃった町長の施政方針とか政策とか施策とかいろんなものがあるかと思えます。それから、経常経費、投資的経費の基本的なあり方を基本方針で定めます。その下に、これは財政管財課あたりが作りますけれども、予算要求の基準というのを作ります。これはこと細やかに具体的に要求の基準はこれまでですよとか、単価はこれにしないとか、これはもうコスト削減ということで、基本的な考え方を記載をさせて当初予算には進んでおります。したがって、その考え方で補正予算も常に考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

町長には答弁をいただきましたが、確かに、まず高齢者の筋力トレーニングの5年前ですか6年前ですか、このインストラクターの費用弁償が非常に高いということは私どもも確認をしております。それによって中止したというのが最大の原因かなと私もそうは思っておりますが、ただその時に非常に存続願望っていうのがあったというのがこれは事実であって、簡単にインストラクターっ

ていうのがそんなに高い費用を出して来ていただく人を利用していただくのを、ちょっともう少しあたればもっと安価で指導をしていただく、あるいはボランティアで指導をしていただくっていう方がいたのではないかなと思うんですね。

是非、今現在、東部コミセンのこの機器は白い布を被せてあります。そして私が確認したところ、その機具には触るなど。そして、絶対に使ってはいけないということで通達を受けてると聞いておりました。そこで実は担当者に、もう1か月以上になりますかね、1か月ぐらいですかね、担当の課長に聞きましたところ、使っていいんですよという話からですね。じゃあこのままほうっておくよりも何とかしてこの機器を有効利用するべきではないのかなという発想で、今回質問をさせていただいております。

今おっしゃるように、これは利用者が少ないっていうような状況ではなく、結構高齢者も使っていたようです。それによって、ちょっと足腰が弱ったのが筋力アップしたというような話も以前聞いたことがあります。したがってこのマシンというのは、確かに使いようでは危険かも知れませんが、筋力アップする筋トレのマシンとしては有効な機器であると私は認識しておりますので、是非この機器を十分生かして何とかやっていただきたいというのがあります。

これはどうしてこんな話になるかといいますと、この高齢者というのが大体65歳から、そして今でいう後期高齢者というのが75歳からということになりますが、この65歳から75歳までというのが比較的元気な方がいらっしゃると思うんですね。そこで今ある、ここにいうよんなっせとかよってみんなとかすこやかクラブというのは、これはちょっと物足りないのではないかなというような気がしております。

ですからあの機器を使って、あるいは先ほど町長から答弁がありましたトレーニングジム、総合センターのトレーニングジム、これも使っていると思います。ただ、やはりなかなか利用者が少ないというのが現状なのかなと思いますが、例えばこのトレーニングジムなんかは、65歳以上は無料開放する。今たぶんチケットで、1回100円ぐらいのチケットを買ってやっているかと思いますが、これを無料化。65歳以上はどうぞいいですよというような、そういった制度を作っていただければ良いかなと思っております。また、この東部コミセンにある機器をどっかに移動するという計画もありますが、できれば1、2台は残していただいて、これとこれは是非地元で使いたいという要望がありましたら、それにお応えいただきたいとそのように思っております。町長の見解は今どこかに移すというような答弁がありました。どうなんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

65歳の無料化というのは、私は良いかと思えます。やってみたいと思えます。それから移動につきましては、これはバラバラでは駄目です。何と申しますか、そうなりますと部分的だったら逆にそんな道具を使わずに、簡単なタオルとかロープとか段差がありますので、そんなのをした方が一番良いかと思えます。ただし、今議員がおっしゃるのは元気な方ですね。これはやっぱり総合会館まで来てもらいたいんですよ。例えば東部コミセンにしても、そこに専門家を貼り付けんばいかんです。非常にこの運動機器は、ややもすれば本当に危険なんですよ。ただ、それは放置するわけにはいきません。だから、触るなど書いていると思います。それだけ講習を受けてもらってやらなけ

ればなりません。息を止めてやったら体を壊します。有酸素運動と、私も専門家ではないのでよく分かりませんが、息をしながら、息をしながら筋力をするというのが一番良いそうでございます。是非、逆にそういう場合は、逆の機具を東部コミセンに新たに持ってくるようにした方が良いかと私は思っております。是非、そういう気運を高めていただきたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私の考えも、この東部コミセンというのが千綿地区の東部コミセンというような形でとらえていますが、是非、高齢者だけではなく一般の人でもいろんな形の中で利用していただきたいというのが本音でございまして、特に今ある機器につきましては、できれば現状のところ若い人たちが、若い 20 代、30 代、そういった人たちが使おうと思えば、講習を受けた人だったらこれは使えると思いますので、是非そういったところも考慮していただき、今後どのようにされるかっていうのを、対応をしていただきたいと思います。そのように思っております。

本来ならば、この高齢者っていう言葉自体が、どうしても先ほど言いましたよってみんなとかよんなっせ、すこやかクラブ、こういったところは自主的に参加し、それぞれ自由参加っていう形の中で参加されていると思っておりますが、これは恐らく自分がちょっと友だちとおしゃべりをしながらっていうのが、恐らくあるのかなと思っております。それはそれで良いんですが、是非、今回私が町長に申し上げたいのは、先ほど言いましたトレーニングジムの 65 歳以上の無料開放、更には、実は 60 歳から、還暦の方からどうぞということで本当はお願いしたいところではありますが、是非そういった年齢のところをちょっと考えていただきたいと思います。思っております。

また、今のトレーニングマシン、これはできればですね、高齢者っていう頭を取り除いていただいて一般の若い人も利用するというような形の中であれば、今ある施設の中であのトレーニングマシンを使わせていただきたいと思います。そのように要望をしておきます。是非ご検討ください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう考えでよんなっせとかいろんな生き生きサロンをやっています。これは今よんなっせあたりも集中方式でやっておりますけども、そうじゃなくて各地区の公民館あたりでできるようにした方が一番良いと思います。そうしないと大変なことになります。送迎なんかまでして、とても今は無理です。

だから今の高齢者の方は非常に喜んでおられますけども、それは本当にそういう方法では無理です。佐々町あたりではやっておりますけども、佐々町も 3、4 か所ポイントを決めまして、そこに配車をしながらやっておりますけども、そこまでやったらかなり費用がかかるかなと思っております。

それと今議員がおっしゃった子どもたちからって話がでてますけれども、20 代、30 代ですね。東部コミセンの基本計画を見ますと、小学校から老人までが運動するような施設と書いてあります。そうしますと、そういう施設じゃなくてもっと簡単にできるやつがあります。筋力をつけるものもあります。だからそこら辺をですね、何が一番良いのか。コミセンでできるあんまり危険じゃないものを、そういうことをやれたら良いかなと思っております。

本当に筋力をやりたい人は、できましたらですね、もう保健センターがほとんど利用があっておりません。町民の皆さんのために作った施設ですけども、来る人は町外の人が半分以上です。町内の人はいません。本当に私もたまに行きますけども、非常に素晴らしい器械が入っておりますので、是非講習を受けながら筋力アップをしてもらえば良いかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今言われました地区の体操教室っていうのもあってるんですね。これを実は普及した方が良いんじゃないかなということを町長はおっしゃったんだと思っております。この地区の体操教室というのが、彼杵地区はどこでやっているのか知りませんが、東宿ともう一つ、浦地区っていう話を聞いております。ですから、これを各自治会とかそういった組織のあるコミセンでやっていただきたい。それによって近くにお迎えに行かなくて良いし、ちょっと暇な時間があつたらちょっと寄ってみると。覗けるような体操教室にこれを発展させていくというような方向になれば良いのかなと思っておりますので、是非、その辺のところを対応しながらやっていただきたいと思っております。以上、高齢者介護予防筋力トレーニング教室開校についてはこれで。答弁あります、まずいただきますでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

体操教室が、今議員の方から話がありました浦地区。これは素晴らしいですね、今実績が上がっておりますので、ちょっと課長の方から説明をさせます。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

平成 27 年度の介護予防日常生活総合支援事業というのが、従来の国の予防給付事業から市町村の事業へと、地域支援事業として移行されております。この背景というのが、高齢者の想定される状態に近い確かな対応するための多様なサービスというのが求められたものでして、大きく分けて 2 つに分かれております。その一つは介護予防生活支援サービス事業ということで、訪問介護、通所介護、いずれも多様なサービスの充用で難しいケース。これはそういう場合とか専門職の指導を受けながら生活機能向上のためのトレーニングを行うこと。浦地区は機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチではなくて、地域づくりなどで高齢者を取り巻く環境を含めた仕組み作りが行われております。

そういうことで、おっしゃるように脳トレと 100 歳体操ですかね。そういうのをやられております。

そういうことで、そういう各地域での集会所での活動を広めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、今のような浦地区あるいは東宿がやってる脳トレ、筋トレ、これを各地区に普及させていただき、介護状態になるのを防ぐというような形を是非とっていただきたいと思っております。再度言いますが、総合センターのトレーニングジムの開放も、併せてお願いしておきます。

それでは、次の2番目の当初予算と補正予算の計上の考え方についての質疑に移りたいと思っております。先ほど基本的な考え方をお伺いいたしました。そういった形の中で、最近ちょっと私がどうしてこんな質問をするのかっていうのは、ちょっと町長も本当はちょっと不審があったかもわかりませんが、最近テレビで忖度っていうのがよく耳にしますよね。この忖度が影響するような予算計上というのは、あるんですか、ないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう考えはありません。いわゆるそういう生半可な話ではいけません。そういう忖度なんかは全く考えてません。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

町長はそう答弁せざるを得んでしょうね。やはりこの忖度っていうのはですね、ちょっとやっぱり影響あるのかなど。あって良いと思うんです。例えば地区からの要望があったら、それは忖度ですよ。忖度に類するんですよ。類する。地区からの要望とか、あるいはどこかの組合からの要望とか農業団体の要望とか商業団体の要望とかがあっていうのは、やはりこれはどうしてもあるんじゃないかなと思うんですが、もう一度確認していいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはもう地域からの要望というのは、我々住民の要望をするのが行政です。何も聞かなくて勝手にやるというのはあり得ませんので、基本やっぱり地域の方の意見を聞くのは、それは当たり前でしょう。それが住民自治と思いますけどね。忖度ってなれば、その人のために前もってあらかじめ気配りをするってことですから、そういうことはしません。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

ちょっと言い方が悪かったですね。確かに忖度とはこう書いてあります。他人の心を推し量ることって書いてあります。相手の真意を忖度するというようなとらえ方ですね。一個人に対してそういった利益を供与するというような考え方じゃないのかなと思っております。

昨日、ちょっとそのことで気になったのが、吉永議員のやり取りの中の契約の問題がありましたよね。それでちょっと町長の方が憤慨するような場面がありましたが、どうしてもああいったところになりますと、ちょっと町が遠慮してるのかなというのを私も感じました。というのは、例えば

暖簾権が請求されるんだからという答弁までありましたが、果たして相手が暖簾権まで請求してですね、果たしてこの場でその後商売ができるかと考えたら、通常できませんよ。暖簾代まで請求して、俺はここにおるぞっていうのは、私の商売道徳からいったら通常はできません。ですから、そういった考えの中でいきますと、この付度っていうのは、私が言う付度っていうのは個人的な付度ではありません。住民からの付度です。

ですから、そういった配慮の中での予算計上っていうのが、やはり考慮して良いのかなど。ですから、いろんな要望に対して、地域からの要望に対して、それをどれを優先するかということここで仕分けをして、振り分けをして、そしてこれとこれは今年やってやる。そしてこれは辛抱していただくというような、ヒアリングに対しての回答を毎年、それを繰り返し繰り返しやるのが、この予算計上をされているのではないのかなと思っております。是非、地域の要望というものはあるかと思いますが、そういった形の中での付度は私はあって良いと思っております。

今回、質疑をさせていただいたもう一つの理由が、この後の一般会計の予算にちょっと若干触れるかもわかりませんが、少しお待ちください。今回、一般会計の補正予算の中で、地域づくり推進事業費で約400万円ぐらいの補正が上がっております。これは28年度につきましては当初予算から上がってるんですよ、同じ項目で。何故、当初予算に上げなくて今回補正予算で上がったのか。その辺の仕分けというかそのタイミングというか、どうしてこのような計上の仕方になってくるのかなど。私が理解できませんので、その辺のところを私が理解できるような説明を求めたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

別に私がどうして上げないのかっていう説明をする必要はありません。町長に全て、この提案権は専属的に認められていますので、それを上げないからどうのこうのというあいはないんです。私は議会に上げて承認をもらうことが一番の基本ですから。なぜ上げないのかって言われたら、それに言葉を発することはできるでしょうが、それに従う必要はないしですね。予算というのはそういうものです。

だから今回は、そういう調整ができたから上げたっていうだけであって、特に当初予算に上げなかったというのは、前も説明したかと思いますが、これがどうかは分かりませんが、例えば調査中だったと。3月末ぐらいまで調査がかかると。その結果を待って上げますよという場合を確か言われると思うんですが、それです。だからこれが全てじゃないですけども、そういう感じでしたぶん上げてると思います。だから、これはまだまだ他にもあるかもわかりません。それ以外もあるかもわかりませんが、そこら辺の調整が済んだ時点で町長が上げたということですので、是非ご理解をお願いしたいと思っております。内容についてまではちょっとまだ言えません。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回、上がっているのが、地域づくり人材育成事業委託料っていうことを書いてあるんですね、その説明の中に。同じように28年度のところはですね。

○議長（後城一雄君）

すみません。これは予算の方でしていただくことで、これについては一問一答でお願いしたいと。

○——△——

補正予算と当初予算の考え方の例でいっていますので、例を挙げないと分からないでしょ。例を言わないと分からないでしょ。

○議長（後城一雄君）

予算の方でとにかくしますので。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 5 分）

再 開（午前 10 時 6 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

質疑を続けます。それに、当初予算で計上した予算をその年度に執行できない、できなかった年度もあります。逆に補正予算で、本来ならば補正予算というのは、緊急だから上げたのにもかかわらず、それも執行できなかったということもあったと思います。ですから、特に補正予算で計上した予算を執行できなかったというのは、これはやっぱり非常にあまり適正ではないのかなど、適正ではないと思っておりますが、町長、どうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基本的には適正ではないと思います。しかし、これは用地交渉あたりがありますので、用地費を補正予算で上げて、そして相談にいきます。どうしても用地交渉が整わない場合は、これはもう繰越もしくは減額ということもあります。ケースバイケースでございます。基本はやっぱり補正予算で上げたんだから当然早期に執行するのが当然でないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

確かに用地交渉等はですね、用地交渉ができなかったから止むを得ず、止むを得ずですね、できなかったというようなこともあるかも知れませんが、そうじゃなかった場合も私の記憶ではあったと思いますが、そうじゃなかった場合もですね。確かにあったと思います。町長自体もあったとそれが記憶にもありますので、これはやはり適正ではないと私は申し上げたいと思っております。

是非、当初予算で上げたものを、更に修正、追加する、あるいは減額するっていうのは、これは

あり得ると思いますが、補正予算で上がったものを、先ほど言った例をはずしますと、これは何が何でも本来ならば執行しなければならないような状況になるのかなと思っておりますので、その辺のところは十分考えた中での執行という形の中でやるのが本当ではないのかなと思いますが、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはもう予算計上して議決をしていただいたわけですから、当然執行しないというのは怠慢です。それはしてはいけないと思いますね。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

しかしそれが現実的に今、これまであったんですよね。あったんですよ。それは認められますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いくらでもあります。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

いくらでもありますって、ちょっと開き直ってもらっても困るんです。正しくその開き直りっていうのは非常に困るのですが、いくらでもありますって言ってもらったら困るんですよ、これは本当にはっきり言って。少しありますって、本当は答弁としては止むを得ずありますって言わないと。いくらでもありますって開き直ってもらったら、私の質問がこの先止まってしまいますよ。

止めるために言ったのですか、これ。そういった中で、是非計上に関しては、十分注意を払いながらこの当初予算、そして補正予算っていうのは、私ども議会もそれに対しての審査を十分し、そして最終的には GO サイン、あるいは駄目だというような形の中で我々も取っていくというのが姿勢でございますので、是非我々が GO サインを出したものには GO サイン。駄目って出したものには仕方がないところでございますが、是非、計上の仕方の考え方っていうのが先ほど言いました、たくさんあるような形の中でならないように、是非ならないようにっていうことで、今回あえて質問をさせていただきました状況でございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

肝に銘じてやらせていただきます。先ほども冒頭申しましたとおり、当初予算であっても補正予算であっても、補正予算が上がりますとそれは予算です。同化してしまいますので、全てが予算です。それは会計独立の原則ということですから、翌年度にいかないというのが基本なんです。それを忘れてしないとか執行しないとかは怠慢ですので、それは大きいことはあまりないかも分かりま

せんが、小さいことは本当にたくさんあります。未執行というのはいくつもあります。それがやっぱり職員含めて私も含めまして、しっかりそこら辺の会計管理というのは、財政管理も含めましてやるべきだと思っております。今後とも十分注意してまいります。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

町長があえて怠慢という言葉をお使いになりましたが、やはりこの怠慢というのはゆるることなんですよ、分かりやすくいうと。ですから、職場においてその怠慢というのが連発できるような状況というのは、職場としてはあまり好ましくない状況ではないのかなと逆に思うんですね。是非そういったところのないように今後注意していただきますようお願い申し上げ、お願いじゃない、指摘をさせていただき質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで8 番議員、森敏則君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 13 分）

再 開（午前 10 時 23 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて

（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）

日程第 3 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて

（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（後城一雄君）

日程第 2、議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第 3、議案第 31 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上、2 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて。専決処分の理由につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 3 月 31 日にそれぞれ公布をされ、原則として平成 29 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容といたしましては、1 点目が配偶者控除、配偶者特別控除の見直しにかかる定義等

の整備。2 点目が軽自動車税のグリーン化特例適用期限の延長。3 点目が地方税法で定める固定資産税の特例措置の整備。4 点目がその他法律改正にあわせた規定の整備でございます。詳細につきましては税務課長の方から説明をさせます。

議案第 31 号専決処分の承認を求めることについてでございます。東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

先ほど 30 号は、東彼杵町税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の理由といたしましては、地方税施行令等の一部を改正する政令が平成 29 年 3 月 31 日に公布をされまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行されたのに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ 27 万円、49 万円に引き上げる改正を行ったものでございます。詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。よろしく申し上げます。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

町長に代わり、議案第 30 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。議案並びに新旧対照表の他に改正資料 1 及び改正資料 2 をあらかじめ配布しております。まず改正資料 1、両面のもので概要を説明をさせていただきます。

改正資料 1 の経過でございますが、国会審議等を経て平成 29 年 3 月 31 日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されております。それに伴って専決補正をしたものでございます。

2 の主な改正事項として、まず 1 つ目について住民税の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われておりまして、平成 31 年度分の個人住民税から配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられます。所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、改正前 45 万円未満から 90 万円以下までに引き上げられます。このことは、合計所得金額が 90 万円以下というのは、控除を除くと給与収入では 155 万円までの給与収入の方となりまして、その額までが配偶者特別控除として 33 万円の補助が受けられるようになります。改正理由としては、103 万円の壁などといわれておりましたが、就業調整をしない、日本経済の成長力の底上げのための就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から制度改正をされたということでございます。改正の内容については、金額設定とかは地方税法の方で改正がなされておりまして、税条例上では附則第 5 条にのみ同一生計配偶者とかいう、字句の訂正のみの条文で改正が整備されるのみとなっております。

2 つ目として軽自動車税について、グリーン化特例の 2 年間延長がなされております。軽自動車を買った翌年度の 1 年分に限って、燃費性能に応じて自動車税を軽くするグリーン化特例措置が今行われておりますが、更に特例期間を 29 年度から 2 年間延長して 31 年度までグリーン化特例が延長されるものでございます。該当条文としては、第 16 条で特例がなされております。詳しく言いますと電気自動車や排出ガス基準の達成車等によって、性能に応じて 75%、50%、25%と軽自動車

を買った翌年度1年分に限り、軽自動車税がその分軽減されるものでございます。

3つ目として固定資産税の見直しがいくつかございます。固定資産税の見直しの1つ目として、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションと呼ばれる建築物に対する固定資産税及び不動産取得税について、実際の取引価格の傾向を踏まえてとありますが、高層階の方が高くなる部分から税負担を多くして低層階の負担割を少なくすると、そういった補正する見直しが図られます。適用は60mを超えるものがタワーマンションといわれておりますので、現在のところ東彼杵町での該当はございません。該当条文は附則第63条の2でございます。

裏面にいきまして、固定資産税の見直しの2として、保育の受け皿整備の促進のための特例措置が整備されます。子ども子育て支援法による企業主導型保育園の固定資産税の5年間軽減や、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など比較的小規模の保育事業の固定資産税について、わがまち特例が導入されて、東彼杵町では国基準を参酌して課税標準となるべき価格の2分の1とするものでございます。該当となる保育事業は、現在町内にはございません。該当条文は、企業指導型保育事業に係るのが附則10条の2、家庭的保育等の小規模保育に係る小規模特例措置が61条の2でございます。

続きまして固定資産税の見直しその3として、都市緑地法等の一部を改正する法律の改正に伴いまして、緑地保全、緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地について、特例措置が創設されます。国基準を参酌して、課税標準となるべき価格の3分の2とするものでございます。この土地等に該当するものはございません。東彼杵町にはございません。該当条文は附則第10条の2でございます。

固定資産税の見直しの4つ目として、災害に関する税制上の措置の常設化でございます。震災等により滅失した家屋・償却資産に代わって家屋・償却資産を取得した部分から、固定資産税を取得した日から4年度分に限り2分の1とする特例措置が創設されるものでございます。該当条文は61条の第8項でございます。また被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を今2年度分となっておりますが、4年度分と拡充をされると。その該当条文が第63条の3及び第74条の2です。

以上が資料1の部分で説明をした主な改正内容でございますが、その他に特定配当等所得の申告書に基づく課税方式の決定など細かな改正がございます。

改正資料の2の方を見ていただきたいと思います。改正資料2と新旧対照表の方の対応したものでご覧いただきたいと思いますが、改正資料2の、まず1ページ目の1つ第33条の改正でございますが、このことについては上場株式の配当、上場株式の譲渡所得等は、所得税の源泉徴収に合わせて町県民税も特別徴収される原則分離課税でございますが、分離と比較して総合課税が有利な場合については、本人の申告によって町長が課税方式を決定できることを条例で明確化したということでございまして、33条の関係が1ページから3ページまでございます。

続きまして34条の9の同じく3ページですが、このことについてもこの申告書の方を特定配当等申告書ということで位置付ける改正でございます。

第36条の2につきましては、3ページから4ページでございます。特定非営利活動促進法第2条第3項に定める仮認定特定非営利活動法人という名称を、今回、特例認定特定非営利活動法人に改められたもので、その整備でございます。

第 48 条から 50 条につきましては、4 ページから 8 ページでございます。これについては、延滞金の計算の基礎となる期間についての整備でございますが、内容をよく見ていただきますと「によって」を「により」に替えたり、「おいては」を「には」に改める。また、増額更正の部分を読み替えると、そういった字句の改正が主なものとなっております。

第 61 条第 8 項が 8 ページでございます。このことについては、固定資産税の震災等によるものの軽減特例措置でございまして、法第 349 条の 3 の 4 を追加して、震災等により滅失した家屋・償却資産に代わる家屋・償却資産を取得した場合は固定資産税を 2 分の 1 とする課税標準の特例について規定したものでございます。

61 条の 2 は同じく 8 ページにございますが、先ほどの主なもので説明しました家庭的保育事業等の小規模保育に係る固定資産税の課税標準の 2 分の 1 とするもので、規定の整備でございます。

第 63 条の 2 は 9 ページでございます。居住用超高層建築物タワーマンションの税額を按分する方法について、規定を整備されたものでございます。

第 63 条の 3 は 9 ページから 11 ページでございます。災害の特例関係で被災市街地復興推進地域に定められた場合に、先ほど震災発生から 4 年度分に限り、所有者の申し出により税額の按分方法を定める従前の方法と同じにすることに定めたものでございます。

第 74 条の 2 は 11 ページにございまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を 4 年度分に限り拡充するという特例の規定を整備されたものでございます。

附則第 5 条は 12 ページにございまして、配偶者特別控除の見直しに伴いまして、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改正されるものでございます。

附則第 8 条は 12 ページにございまして、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例が、適用期限を更に 3 年間延長されるものでございます。平成 33 年度まで延長されます。

附則第 10 条の読替規定は 12 ページにございます。法律改正に併せて読替規定を改正させたものでございます。

附則第 10 条の 2 は 13 ページから 14 ページにございまして、法律改正に伴う項ずれの整備と、更に 17 項に子育て支援法による企業主導型の特例を規定し、18 項に都市緑地法等の市民緑地法の特例を規定したものでございます。

附則第 10 条の 3 は 14 ページから 17 ページにございます。これにつきましては、9 号から 10 号に特定耐震基準適合住宅や特定熱損失防止改修住宅等が行われた場合に、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定をしたものでございます。

附則第 16 条は 18 ページから 19 ページにございます。軽自動車税のグリーン化特例措置について適用期限を 2 年間延長する規定をここでは整備されております。

附則第 16 条の 2 は 19 ページから 20 ページにございます。軽自動車税の税率の特例を受ける場合、排出ガスや燃費の要件など国土交通省の認定等に基づき判断するというものの規定を整備しております。

附則第 16 条の 3 は 20 ページにございまして、一番最初の第 33 条と同じく特定配当等に係る所得についての課税方式についての決定について整備したものです。

附則第 17 条の 2 は 20 ページから 21 ページにございます。国や地方公共団体等公共機関が進め

る優良住宅の造成のために、譲渡した場合の税率の特例を3年間延長するものでございます。

附則第20条の2第4項、20条の3第4項、第6項は21ページから23ページにございまして、これも特定配当等と同じく課税方式の決定について整備がされたもので、条約適用利子及び条約適用配当等について課税方式の決定について整備をされたものでございます。

以上の規定が原則29年4月1日からの施行となりますが、配偶者特別控除等の適用が31年の1月1日からとなるなど適用期限が別に設けられております。以上、新旧対照表並びに税条例については見ていただきたいと思います。

引き続き、議案第31号国保税条例について説明をいたします。これにつきましても先に配布しておりました資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要で説明をいたします。

今回の国保税条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法令の施行を受けて3月31日に公布されたものでございます。国民健康保険税は、7割、5割、2割という低所得世帯に対する軽減措置がございしますが、5割軽減並びに2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定に伴う金額がそれぞれ引き上げられております。5割軽減については26万5000円から27万円に、2割軽減については48万円から49万円に引き上げられておまして、低所得者の範囲というのが、算定が引き上げられているということでございます。以上、説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

それではこれから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号、議案第31号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 1746 万 1000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 3462 万 4000 円とするものでございます。

補正の内容が、今回の補正予算につきましては、歳出において決算見込による繰出金、扶助費などの減額のほか、剰余見込みによる積立金として、ふるさと創生事業基金積立金 2390 万円、下水道事業基金積立金 1724 万 8000 円、教育文化施設整備基金積立金 3000 万円、庁舎整備基金積立金 1000 万円などを計上しております。歳入におきましては、扶助費並びに投資的経費等の特定財源を事業実績等により国庫支出金△3511 万 3000 円、県支出金として△564 万 3000 円、町債が△760 万円などを減額いたしまして、一般財源では、実績による町税 807 万円のほか、交付額の確定に伴います特別交付税 5721 万 8000 円等を追加計上いたしております。なお、起債事業の事業費確定に伴う地方債補正も併せて行っております。平成 28 年度の最終予算額は 51 億 3462 万 4000 円で、対前年比△2.6%、金額にいたしまして 1 億 3583 万円の減となっております。詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして説明を加えます。32 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 1 項 1 目議会費、視察研修等の実績によります費用弁償及び研修旅費等の実績減でございます。37 万円の減。以後、ほとんどが執行実績又は入札等の実績により減額補正となっておりますので、説明欄で内容が分かりにくい部分を除き説明をさせていただきます。

33 ページお願いいたします。2 款 1 項 3 目財政管理費、ふるさと納税事務代行業務委託料 56 万円の減は、代行委託料が必要なさとふるを通じた給付金額が予想を下回ったことによる減額となっております。なお、平成 28 年度の寄附金の総額は、予算額 5700 万円に対しまして 5699 万 4200 円となっております。5 目財産管理費、7 節賃金 51 万 3000 円の減は、旧大楠、音琴小学校校舎内の清

掃を、職員が実施したことによる減額でございます。25 節積立金がふるさと応援寄附金の実績に伴います積立金の追加で 2390 万円。それから、余剰金処分によります庁舎整備基金積立金 1000 万円をそれぞれ計上いたしております。7 目企画費 13 節委託料は、光ボックス設置数が見込みより少なかったことによる 356 万 7000 円の減額。なお、平成 28 年度末までに 200 個の予定に対しまして 25 個の設置となっております。14 節その他使用料の減は、婚活事業におけるバス借上げが当初見込みより減少したことによる 30 万円の減額。また、ASP 利用料は、茶子ちゃんねるの本格運用が本年 4 月となり仮稼動に係るクラウド使用料が無償となったことによる 5 万 9000 円の皆減となっております。

飛びまして、10 目電子計算費 12 節、177 万 2000 円の減及び 14 節使用料及び賃借料のうちインフラシステムリース料 52 万 8000 円の減は、セキュリティ強靱化事業の切り分け作業の実績による減額となっております。

34 ページをお願いいたします。11 目地域づくり推進事業費 1 節報酬 90 万円の減は、地域おこし協力隊員の採用が当初予定より遅延したことによる減額となっております。13 節写真によるまちづくりプロジェクト事業委託料 140 万 4000 円の減は、委託内容を精査し、当初予算より規模を縮小したことによる減額となっております。また、お試し住宅整備工事施工監理委託料 73 万 6000 円の減は、建築基準法の規定により、100 m²及び 2 階以下の木造の建物については無資格による施工監理が可能のため、職員で監理を行ったことによる皆減となっております。19 節地域おこし協力隊起業支援補助金 100 万円の減は、隊員 1 名が就職したことにより不要額となっております。

35 ページをお願いいたします。12 目企業誘致対策事業費、県工業団地法面等除草作業手数料 79 万 5000 円の減は、当初作業を年間 2 回予定しておりましたが、雑草の繁茂状況から 1 回としたことによる減額でございます。

飛びまして、37 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 20 節 25 万 5000 円の減は、行旅死亡人の取り扱いがなかったことによる皆減でございます。28 節繰出金は、国民健康保険事業に係る財政安定化基金の実績減により、また、介護保険事業に係る介護給付金の実績減によるものでございます。2 目老人福祉費 13 節委託料の減は、措置見込み数の減によるものでございます。3 目障害福祉費 19 節、高齢者・障害者住宅改造事業補助金 62 万円の減は、補助利用者がなかったことによる皆減となっております。

飛びまして、38 ページをお願いいたします。20 節、高額障害児通所給付費も該当者がなかったことによる皆減となっております。その他の給付費は利用実績による減額となっております。

39 ページをお願いいたします。2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 20 節、福祉医療費 360 万 1000 円の減は、小学生の医療費を年間 600 万円と見込んでおりましたが、結果 250 万円ほどの給付となったことによる減額でございます。2 目児童運営費 19 節、施設型給付費 3429 万 3000 円の減は、ひまわり保育園の 3 歳未満児の増を見込み当初予算に増額計上しておりましたが、1 園で 4300 万円あまりが不要となったことによる減額となっております。4 目児童福祉施設費、やまだこども園施設整備事業の事業実績により不足が生じたので 466 万 5000 円を追加し、逆にひまわり保育園施設整備事業実績により 819 万 4000 円を減額し、併せて国庫支出金及び地域福祉基金繰入金の減額の財源更正を行っております。

5 目児童手当費は、出生数の減少により 1247 万円の減額。40 ページ、3 項災害救助費は、熊本地

震に対する職員派遣などの経費が熊本県から求償費として交付されたことによる財源更正となっております。

41 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 13 節、母子保健健康審査委託料 260 万円の減は、出産者数の減及び一人当たり受診回数が減少していることによる減額でございます。2 目予防費 13 節、予防接種委託料は、日本脳炎、小児用肺炎球菌、不活化ポリオ及び B 型肝炎などの実績減により、また、がん検診委託料は、肺がん及び胃がんなどが実績減となっております。

飛びまして、43 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目農業委員会費 1 節、農地利用最適化推進委員報酬に対する国費割当の減額により、一般財源を 26 万円増額する財源更正を、また、2 目農業総務費は、農業委員会職員給与費に県補助金の追加交付がありましたので、財源更正を行っております。3 目 11 節、修繕費は、加工組合が解散したことにより、予定していた施設修繕を行わなかったことによる皆減となっております。19 節の財源更正は、米需給調整総合対策事業県補助金 9 万 2000 円が減額し、県鳥獣被害防止総合対策事業補助金が 18 万 5000 円追加となりましたが、歳出金額に変動がなかったため、財源更正として処理を行っております。6 目、農業集落排水事業特別会計繰出金 382 万円の減は、処理場の管理委託料及びポンプ等の修繕費の減によるものでございます。

飛びまして、45 ページをお願いいたします。6 款 2 項 2 目林業振興費 19 節、森林整備地域活動支援交付金 86 万 9000 円の減は、補助先の東彼杵郡森林組合事業の減によるものでございます。

46 ページをお願いいたします。3 項 2 目 28 節、漁業集落排水事業特別会計繰出金 299 万円の減は、管理委託料の入札執行による減額が主な要因となっております。

47 ページ、7 款 1 項 3 目 12 節、龍頭泉林道除草作業手数料 28 万円の減は、2 回の作業予定を 1 回としたことによる減額となっております。5 目いこいの広場管理費 13 節、管理委託料の減は、指定管理者募集への応募が無く、昨年 12 月からの指定予定が 2 月遅れ、本年 2 月からになったことによる減額でございます。

48 ページ、8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の財源更正は、県道嬉野大村線改良事業費負担金事業の実績により、地方債が減額となったことにより財源更正を行っております。

飛びまして、51 ページをお願いいたします。8 款 5 項 2 目 25 節、下水道事業基金積立金は、余剰金処分により 1724 万 8000 円を積立てるものでございます。28 節繰出金につきましては、入札執行による減額が主なものでございます。

52 ページをお願いいたします。7 項 2 目平似田太ノ浦線道路改良事業費の財源更正は、地方債の歳入実績によるものでございます。

53 ページをお願いいたします。9 款 1 項 3 目消防施設費は、第 7 分団詰所新築工事、5 目災害対策費は、気象観測装置の入札実績により、地方債と一般財源との財源更正を行っております。

54 ページをお願いいたします。10 款 1 項 2 目 25 節、教育文化施設整備基金積立金は、余剰金処分による積立金として 3000 万円を積立てております。

55 ページ、2 項 1 目 4 節、社会保険料の減は、特別支援学級支援員の勤務条件を変更したことにより、社会保険料が不要となったことによる皆減となっております。

飛びまして、57 ページをお願いいたします。5 項 2 目 12 節、施設予約システム機器保守料の減額は、施設管理サーバーを役場電算室に移したことにより、役場での一括管理となったことによる

減額でございます。4目11節、印刷製本費と13節、芸術文化公演事業委託料の減は、自主事業講演の回数減によるものでございます。5目8節、人形芝居指導謝礼の減は、指導者とサポーターの日程が合わず、練習日が激減したことにより減額を行っております。

飛びまして、60ページをお願いいたします。11款1項3目28年農地等災害復旧事業費は、入札実績に基づき県補助金の交付予定額を精査し、財源更正を行っております。

戻っていただいて、9ページをお願いいたします。2歳入、1款1項町民税から19ページの8款1項自動車取得税交付金までは、各税目の課税実績又は各交付金の交付実績に基づき、増額又は減額を行っております。

20ページをお願いいたします。11款1項地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴います追加でございます。5721万8000円。

24ページをお願いいたします。15款1項1目1節、子どものための教育・保育給付費負担金減は、歳出で説明いたしました施設型給付費の減によるものでございます。

25ページ、2項1目2節、地方創生推進交付金は、長崎県移住サポートセンター負担金の減、地方創生加速化交付金は、グリーンティールイズム事業、田舎暮らし推進事業及び小さな拠点連携事業の事業実績による交付金の減額となっております。3目2節循環型社会形成推進交付金事業費補助金は、合併浄化槽の設置実績により24万8000円の追加交付となっております。なお、設置基数は70基の計画に対しまして、実績は68基となっております。

飛びまして、27ページをお願いいたします。16款2項2目2節、安心こども基金事業費補助金は、やまだこども園施設整備事業の実績に基づき、1771万2000円が追加交付となっております。

飛びまして、29ページをお願いいたします。19款1項基金繰入金、4目ふるさと創生事業基金繰入金の減額は、ICT光のまち整備委託料、持家奨励補助金、まちづくり交付金などの事業実績による減額です。5目地域福祉基金繰入金の減額は、やまだこども園施設整備事業に対する安心こども基金の増額に伴います、町負担額の減額によるものです。7目下水道事業基金繰入金の減額は、公共下水道特別会計への繰出金の減額及び浄化槽設置整備事業補助金への歳入額の減額によるものでございます。

30ページ、21款4項5目4節、熊本地震に係る災害救助法求償交付金は、熊本地震に対する職員派遣経費や罹災された方の町営住宅への受入れに対する経費として、82万1000円が熊本県から交付されております。

31ページ、22款1項1目土木債、2目消防費につきましては、いずれも説明欄に記載しております事業の実績に基づき、地方債の減額を行っております。

戻っていただいて、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正は、先ほど説明いたしました地方債の補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還方法を記載いたしております。

戻っていただいて、1ページから4ページまでの第1表は、ただいま説明した金額の積み上げですので、説明を省略いたします。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑はありますか。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

53 ページ、歳出の消防費の件でちょっとお尋ねをしたいと思います。7分団詰所が新しくできまして、そこにかかわる土地の件についてお尋ねをしたいと思いますが、詰所の今建っている部分で舗装をされているところが詰所の正式な用地なのか、その前が碎石で、砂利で進入しやすくしてあると思いますが、そこまで含めて7分団の詰所等なのか、あるいは団員の方の駐車場等も関係があると思いますが、その辺まで考慮してどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、詰所が完成いたしましたして、舗装をしている部分は当然用地ですけども、ちょうどカーブになるところでございますので、カーブまで家を建てたりしたら見通しが悪いということで、いわゆる控えてしております。現在、砂利散布をしている、あるいは隣の宅地との沿線といいますか、区画が上手い具合にいくようにということで、用地としてしております。だから、砂利まで含んだところでございます。当面は、活動する訓練等とか機具等の点検とかする場所だけまで舗装をしまして、一段下がったところまでが砂利舗装でそのまま残しております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

残してるといのは私も分かりますが、その消防施設として将来どのようなその残地の部分が、広い部分がどのようになるのか分かりませんが、私の考えとしては、今消防が建っている詰所の部分を延長してカーブのところを消防の施設で残されるのかなと。その辺をちょっと詳しく聞きたいんですけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは真っ直ぐ残っております。今、おっしゃるとおり碎石のところまで消防詰所用地としております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

33 ページをお願いします。2 款 1 項 7 目企画費のところの、光ボックスを大体 3 月までに 200 件しておったけども 25 件しかされなかったということで、私がたぶん 3 月に一般質問した時に 15 件とお聞きしましたけど、3 月で 10 件増えてるんです。しかし、これは大体光ボックスというのは、当初の目的は茶子ちゃんねる、いわゆるオフトークの代替ということで発案されたと思いますが、大体オフトークが 50% ぐらいの普及率で 1500 件ぐらい接続をしてあると思うんですけども、このままでいきますと、25 件ですから相当これはね、大幅予定よりも想定外の低さと思うんですけども、やはりこれは無料でやっておられるんですから、本来ならもう少し付けられたら良いと思うんですけど、ちょっと広報といいますか、そういった訴えが町民に対する PR がちょっと足りなかったんじゃないかと思うんですけど、今後どういうふうな対策をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

ます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね今、蔵本から江の串付近までいわゆる配線が終わっております。随時ずっと今繋いでいっておりますので、まだまだ加入が進まなかったというのは事実でございます。しかし、200件ぐらいは今から時期を、ずっと加入申し込みをやりながら工事をしていきますので、もう少し進むかと思っております。詳細につきましては、課長の方からちょっと説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

代わって答弁させていただきます。光ボックスの今申し込み、設置状況ですけれども、現在、6月8日現在ですけれども、今53台となっております。5月末時点の光回線の申し込み、そして開通状況でございますけれども、町全体で105件の申し込みに対して、現在開通しているところが363世帯と、開線ということでございました。6月の中旬になってますので、ちょっとこの数字が上がってるかと思えます。

茶子ちゃんねるの対策につきましては、先般区長会でもご案内してはありますが、随時、地区の方から話があったら説明に参りますと。こういうことを申し上げておまして、早速6月、来週ですけれども総合的な説明会と、あと地区ごとの説明会を随時実施していく予定でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それと併せまして今回の予算に計上していると思えますけれども、補正予算に上げていると思えますけれども、インターネットのパソコン教室といいますか、そういうNBCのデータ放送とか今度の光ボックスの光チャンネルとか扱い方、そういうことができるような講習会をシルバー人材センターの大村の方に頼んで、そういう教室を開きまして、若い人から高齢者まで全て勉強できるようにそういう機会を設けて、そして、あるいは今課長が申しましたとおり連絡があったら行くんじゃなくてですね、こちらから積極的にそういうところに出向いて住民の方に、やっぱり分かりやすく説明して加入していただくっていう、そういう取り組みをしていこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今町長がおっしゃったような対策は、是非必要と思えます。せっかく多額の、これだけかけて光を全町に網羅したわけですから、それと今NBCでデータ放送が見れますけれども、光ボックスとデータ放送の違いあたりもきちっと、もう光ボックスはいらんばいと、NBCのデータを押せばお悔やみでも何でものってるのでいいですよという町民の声も聞くんですよ。

ですから、データ放送と光ボックスを設置した場合の違い、それと今町長がおっしゃった、正にその特に高齢者を対象に操作の方法とかですね、そういうのをもう少し集中設定していただければというふうに思いますけども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ご指摘のとおりで進めていかなければならないと思っております。これはまだ、今回の予算も防災システムですかね、それも挙げております。それも関連しますので、後で説明しますけども、それも含めて取り組んでまいります。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 32 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号））

日程第 6 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号））

日程第 7 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2 号））

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 6、議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 7、議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））。以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 33 号、これは平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7227 万 8000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 4045 万 4000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出は、保険給付費について支払い実績により減額計上いたしております。歳入は、交付金確定による長崎県財政調整基金交付金を減額いたしまして、一般会計繰入金も実績により減額をし、併せて歳入歳出決算見込により国民健康保険財政調整基金繰入金 6561 万 6000 円を減額計上し、財源更正を行っております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 2338 万 2000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 9994 万円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では、主に保険給付費を 1 億 6991 万円減額いたしまして、また、決算見込により介護保険基金積立金 5226 万 4000 円を追加計上いたしております。歳入では、国庫支出金 4477 万 5000 円、支払基金交付金 4858 万 3000 円、県支出金 2579 万 3000 円、繰入金 2263 万 6000 円をそれぞれ減額し、繰越金 1840 万 5000 円を追加計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 51 万 9000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9981 万 6000 円とするものでございます。

歳出は、人間ドック検診補助費を受診実績により 125 万円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を 176 万 9000 円増額しております。歳入につきましても、実績により人間ドック検診補助金を 125 万円減額し、後期高齢者医療保険料を 176 万 9000 円増額計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 33 号、34 号、35 号につきまして、それぞれ補足して説明いたします。

33 号の 8 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の実績マイナスで 4780 万円の減額でございます。同じく 2 目退職被保険者等療養給付費に

つきましても、退職療養給付費の実績減でございます。△1840万8000円でございます。

9ページにいきまして、2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、高額療養費の実績減でございます。607万円の減。

それから、10ページの3款後期高齢者支援金、それから11ページの6款介護納付金、12ページの7款共同事業拠出金につきましては、それぞれ国保財調基金繰入金の減額に伴います財源更正をいたしております。詳細については、説明を省略させていただきたいと思っております。

それから5ページにいきまして、歳入でございます。6款2項1目県財政調整交付金につきましては、療養給付費の減額に伴います県財政調整交付金額の減額で、△262万5000円。

それから6ページにいきまして、9款1項1目基金繰入金につきましても、療養給付費等の減額に伴います財政調整基金繰入金を、6561万6000円減額をいたしております。

それから7ページの9款2項1目一般会計繰入金につきましては、国保基盤安定財政安定化事務費等の繰入金の実績減に伴います一般会計繰入金の減額でございます。△403万7000円でございます。

なお、1ページの歳入歳出予算補正、3ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書は積み上げでございますので、説明を省略いたします。

続きまして議案第34号でございます。平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

12ページをお願いいたします。1款3項1目介護認定審査会費につきましては、実績による福祉組合分担金の賦課金の減額に伴います金額でございます。△92万6000円。

それから13ページにいきまして、2款1項1目居宅サービス給付費19節につきましては、利用者数並びに利用日数の実績による減額で、△6200万円。3目地域密着型介護サービス給付費につきましても、利用実績による減額でございます。△440万円。それから、同じく5目施設介護サービス給付費につきましても、利用実績による減額でございます。以下、同様の減額理由でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

15ページにいきまして、2款2項1目介護予防サービス給付費につきまして、これは訪問介護、通所介護、それぞれ総合事業へ移行したことによります減額でございます。その他につきましては、利用実績による減額でございます。△1980万円。以下も同様の理由による減額でございますので、説明を省略します。

16ページにいきまして、2款4項1目高額介護サービス費につきましては、前年度と比較しまして件数は横ばいでしたが、支給額が減少いたしております。370万円の減。それから、2款5項1目高額医療合算介護サービス費につきましても、実績による減額でございます。△70万円でございます。

それから18ページ、2款6項1目特定入所者介護サービス費につきましても、利用者の負担段階が当初の見込みより2段階と3段階者が増加したことに伴います減額でございます。△320万円。

19ページにいきまして、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、5226万4000円の追加でございます。

それから、5ページをお願いいたします。歳入3款1項1目介護給付費負担金は、サービス給付費の実績による国庫負担金の減額で、2989万9000円の減。

それから6ページ、3款2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の減額に伴います8.2%減額で、△1393万3000円。以下、同様の理由でございます。

それから7ページにいきまして、4款1項1目介護給付費交付金につきましては、介護給付費減額総額に対する支払基金28%相当額の減額で、△4757万5000円。2目地域支援事業支援交付金につきましても、2次予防、総合事業費の減額に伴います減額で、△100万8000円でございます。

8ページにいきまして、5款1項1目介護給付費負担金につきましても、介護給付費減額に伴います県費の減額で、△2532万2000円でございます。

10ページにいきまして、7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費等の実績による法定繰入金のそれぞれの減額となります。

11ページ、8款1項1目繰越金は、前年度繰越金を追加をいたしております。1840万5000円。

それから、1ページの歳入歳出予算補正、3ページの事項別明細書につきましては積み上げでございますので、説明を省略いたします。

それから、議案第35号につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、人間ドック受診者数の実績減でございます。△125万円。

それから、8ページの2款1項1目保険料等納付金につきましては、保険料納付金の確定による追加で、176万9000円の追加でございます。

5ページをお願いいたします。歳入の1款1項2目普通徴収保険料、75歳到達者の普通徴収額の確定額に伴います追加で、176万9000円の追加でございます。

6ページにいきまして、6款5項4目雑入でございます。人間ドック検診補助金は、後期高齢者広域連合からの助成金の実績減でございます。△125万円。

それから、1ページの歳入歳出予算補正、それから3ページの事項別明細書につきましては、積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号、議案第34号、議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、議案第34号、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第 8 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号））

日程第 9 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号））

日程第 10 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 4 号））

○議長（後城一雄君）

日程第 8、議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））、日程第 9、議案第 37 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））、日程第 10、議案第 38 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4

号))。以上、3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 36 号専決処分の承認を求めることにつきまして、平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 382 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3718 万円とするものでございます。

補正の内容が、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については、委託料等の実績減により業務費 382 万円を減額計上。そして、歳入につきましては、歳出の減額に伴い一般会計繰入金 382 万円を減額計上いたしております。

平成 28 年度の最終予算額は 3718 万円となり、対前年比 2.0%、72 万 1000 円の増となっております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

議案第 37 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 299 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 711 万円とするものでございます。

補正の内容が、歳入歳出額の最終的な精査を行い、歳出については、委託料等の実績減により業務費 299 万円を減額計上しております。歳入につきましては一般会計繰入金 299 万円を減額計上いたしております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 38 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 778 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2809 万 4000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出につきましては業務費 270 万円、施設費 388 万 7000 円、公債費 120 万円をそれぞれ減額いたしております。歳入は負担金 371 万 6000 円、使用料及び手数料 221 万 4000 円を追加し、一般会計繰入金 1372 万 3000 円を減額しております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは代わりまして説明をします。議案第 36 号、37 号、38 号をお願いします。順を追いましで 36 号から説明をさしあげます。

議案第 36 号農業集落排水事業の補正の専決処分を求めるものでございます。6 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目の排水費でございます。11 節の需用費につきまして、中尾地区及び西部地区の排水施設の修繕費でございますが、3 件の執行をしております。13 節の委託料につきまして、施設保守点検委託料、こちらにつきましてそれぞれの施設の執行残を含めまして執行をしております。15 節の工事請負費につきましては、管路関連の取付け管の工事实績による、それぞれ減額をしております。

続きまして、5 ページの歳入をお願いします。排水費の減額に伴いまして、4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきまして、382 万円の減額を計上しております。

戻っていただきまして、1 ページから 4 ページにつきましては全て積み上げですので、説明を省

略させていただきます。

続きまして、37号をお手元をお願いします。同じく6ページの方からお願いします。1款2項1目、こちらも漁業集落の排水費につきまして、11節につきましては西部の処理施設の光熱費、修繕費、こちらにつきましては2件の執行の残額、13節委託料につきましては、2件の実績により299万の減額でございます。

次に、5ページの歳入をお願いします。4款1項1目の繰入金についてですが、排水費の実績の減に伴いまして299万円の減額を計上させていただきました。

戻りまして1ページから4ページ、同じく積み上げですので説明を省略させていただきます。

2集落排水の説明を終りまして、続きまして38号公共下水道の補正4号でございます。議案第38号、10ページのご用意をお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、19節負担金補助金及び交付金における研修費実績の減額でございます。

11ページの1款2項1目。こちらの排水費につきましては、11節需用費、2件修繕費と公用車修繕3件であります。13節委託料につきましては、水質検査委託料の減が73万9000円及び汚泥運搬の減額が18万9000円、施設保守点検の減額57万2000円を合わせたものの減額であります。

12ページをお願いします。2款1項1目下水道建設費につきましては、3節職員手当等60万円、7節、臨時雇用賃金20万円及び委託3件の117万円の減額であります。工事請負費は11件の実績でありまして、191万7000円の実績によりそれぞれ減額をしております。

13ページをお願いします。3款1項2目、公債費につきましては元金ではございませんで、利子につきまして償還額の年度末確定に伴いまして予算策定時の財政融資資金の利率、これの精算時の差に伴いまして120万円の精算減額でございます。

歳入の5ページをお願いいたします。歳入の1款1項1目の下水道事業費負担金の現年精算分につきまして、68件分の実績に伴います351万7000円、2節につきましては滞納繰越分5件分の19万9000円をそれぞれ追加計上をさせていただきました。

6ページをお願いいたします。2款1項1目使用料につきましては、収納実績により現年度分197万1000円、2節滞納繰越分17万円をそれぞれ追加計上をしております。

7ページをお願いします。2款2項1目手数料につきましては、こちらも収納実績により7万3000円の追加計上でございます。

8ページをお願いします。4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きによりまして1372万3000円の減額をさせていただきました。

9ページをお願いいたします。6款3項3目、こちらの雑入につきまして、確定を行いまして計上をさせていただいております。

以上、1ページから4ページはその他積み上げの説明でございますので、説明を省略させていただきます。以上をもちまして3案のご説明を終ります。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 11 議案第 39 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第 11、議案第 39 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、地方公務員の育児休業等に関する法律における条例委任事項について、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づく人事院規則が改正されたことに準じ、所要の改正を行うため本案を提出いたします。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり補足説明をいたします。議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。捲っていただきまして、本文と別紙に新旧対照表を付けております。今回は、地方公務員の育児休業につきましては、上部の地方公務員の育児休業等に関する法律というのがあります。その法律において、町の条例に委任されている事項があります。これが、今回の職員の育児休業等に関する条例でございます。今回、国の方で改正がなされまして人事院規則が改正されました。今回改正の主なものは、3点ございます。

新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表で示しているとおり、第3条と第4条と裏面の第10条を今回3つですね、改正をお願いしております。まず、第3条の説明でございますけども、第3条の隣に育児休業法第2条第1項というのがありますけども、このことにつきましては、育児休業につきましては、公務員はその子どもが3歳に達するまでの間育児休業が取れます。しかし、その間1回育児休業を取ります。しかしながら、再度、3歳の3年間の中で1年取って、再度取ることができません。できないことになっております。ただし特例があるということで、今回の条であります。再度取る場合ですね。

それと第4条、これにつきましては、1回の育児休業の期間を1年として当初申し込んだ場合、それをちょっと後何か月か延長したいという場合に、延長が特別な事情の場合認められるということでございます。第4条については、育児休業の延長は1回のみ認められておりましたけども、特別な事情がある場合は何回でも認められると、再度の延長を認められるということをして第4条の規定にしております。

次の第10条、裏面の第10条につきましては、育児の短時間勤務についてであります。育児の短時間勤務については、午前中休むとか午後休むとかそういう時間単位で休むことが小学校入学まで認められております。未就学児ですけども。その間、1年を経過しないとその育児短時間勤務は取れません。小学校までですね。しかし、1年を経過しないでも取れるという制度が特別な事情ということで設けられました。

それぞれ3つの特別な事情とは何かといいますと、それぞれ3つの条項に、旧の方に書いてあります。配偶者が怪我をしたり病気になったり入院した時、これが1点。それと配偶者と別居した時、これが2点目。それとその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたこと、不測の事態が発生した場合、これが3点。こういう場合は再度の延長ができるし、期間の延長もできるし、育児短時間勤務も1年以内の取得もできるということでしたけれども、今回それぞれの条文に育児休業に係る子について保育所の施設、保育の利用を希望し申し込みを行っていますが、当

面その実施が行われない場合に、特別な事情ということで追加をされます。いわゆる待機児童ですね。保育所が空いていないのでいつまでたっても仕事できませんよ。家にいないといけませんという場合に、育児休業法が再度の延長、期間の延長、短時間勤務の、短時間の育児ということで、4つ目の理由が特別な事情として認められるということでございます。以上が今回の改正です。以上、よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）

日程第13 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）

日程第14 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）

日程第15 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（遠目辺地）

日程第16 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）

日程第17 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）

○議長（後城一雄君）

日程第 12、議案第 40 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）、日程第 13、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）、日程第 14、議案第 42 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）、日程第 15、議案第 43 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（遠目辺地）、日程第 16、議案第 44 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）、日程第 17、議案第 45 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）。以上、6 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 40 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）でございます。提案の理由が、当辺地地区において光情報基盤整備事業を実施することにより、都市部と変わらない通信環境の整備と ICT を活用した地域情報配信システムの構築を図るためでございます。

次に、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）でございます。提案の理由につきましては、先ほどの中尾地区と同じでございますので省略させていただきます。

次に、議案第 42 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）でございます。提案の理由といたしましては、当辺地地区において光情報基盤整備事業を実施することにより、都市部と変わらない通信環境の整備と ICT を活用した地域情報配信システムの構築を図る。また、地域住民の交通不便による難渋解消対策として、主要道路に接続している当該地域の道路機能の向上を行い、道路網の整備と交通体系の確立を図るものでございます。

次に、議案第 43 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（遠目辺地）でございます。提案の理由が、当辺地地区において光情報基盤整備事業を実施することにより、都市部と変わらない通信環境の整備と ICT を活用した地域情報配信システムの構築を図るためでございます。

次に、議案第 44 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）でございます。提案の理由は先ほどと同じでございますので、省略させていただきます。

議案第 45 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）でございます。提案の理由は先ほどと同じでございますので、省略させていただきます。詳細につきましては全ての議案、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

それでは議案第 40 号から第 45 号までの本年度以降に計画をいたしております本町の全ての辺地、6 地区の整備計画等について、町長に代わり説明を加えます。

それでは、まず個別の議案説明の前に全体の概要をご説明いたします。議案第 40 号中尾辺地、議案第 41 号太ノ浦辺地、議案第 42 号中岳辺地、議案第 43 号遠目辺地及び議案第 44 号蕪辺地につきましては、本年度から平成 33 年度までの 5 年間の整備計画を新たに策定するものでございます。また、議案第 45 号一ツ石辺地は、現計画期間、平成 25 年度から平成 29 年度までの計画案に追加変更して策定するものでございます。

整備計画案につきましては、民間の光高速通信設備普及の遅れに鑑みまして、本年度光情報基盤整備事業負担金事業として、NTT が行う民設民営方式による光通信基盤整備事業の辺地地域に係る事業費の一部を負担する事業を、全ての辺地地区で行う計画となっております。なお、中岳辺地だけは、町道中岳幹線延長 3800m を幅員 7m の車道 2 車線拡幅改良工事を行う道路整備も併せて計画するものでございます。

それでは辺地ごとに説明いたしますが、辺地度点数及び整備事業費だけ説明し、それ以外の分は省略させていただきます。

議案第 40 号中尾辺地の、辺地債の計画案でございます。辺地度点数は 103 点。光情報整備基盤に係る整備事業費は、町内全体で 2 億 2000 万円の内 953 万円がこの辺地に係る事業費で、辺地対策事業債を 950 万円予定をいたしております。

議案第 41 号太ノ浦辺地の、辺地債の計画案でございます。辺地度点数は 121 点。光情報整備基盤整備事業に係る整備計画事業費のうちこの辺地に係る事業費は 726 万円で、辺地対策事業債を 720 万円予定をいたしております。

議案第 42 号中岳辺地の、辺地債の計画案でございます。辺地度点数は 112 点。光情報整備基盤事業に係る整備計画事業費のうちこの辺地に係る事業費は 1125 万円で、辺地対策事業債を 1120 万円。また、道路事業は次のページになりますけれども、道路事業の事業費は 5 年間で全体で 2 億 5000 万円、辺地対策事業債も 2 億 5000 万円、2 つの事業の合計事業費が 2 億 6125 万円、辺地対策事業債を 2 億 6120 万円予定をいたしております。

議案第 43 号遠目辺地の、辺地債の計画案でございます。辺地度点数は 187 点。光情報整備基盤事業に係る整備計画事業費のうちこの辺地に係る事業費は 656 万円で、辺地対策事業債を 650 万円予定をいたしております。

議案第 44 号蕪辺地の、辺地債の計画案でございます。辺地度点数は 107 点。光情報整備基盤事業に係る整備計画事業費のうちこの辺地に係る事業費は 873 万円で、辺地対策事業債を 870 万円予定をいたしております。

最後に、議案第 45 号一ツ石辺地の、辺地債の計画案でございます。この辺地だけが変更となります。辺地度点数は 105 点。一番下部にあると思いますけれども、光情報整備基盤事業に係る整備計画費のうちこの辺地に係る事業費は 580 万円で、辺地対策事業債を 580 万円予定をいたしております。以上、補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。

町長。

○町長（渡邊悟君）

中岳の方で追加して建設課長から。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

議案第 42 号の中岳辺地の計画に関わります道路関係につきまして、補足してご説明をいたします。

議案に、中岳幹線道路改良事業参考資料ということで A4 一枚の両面の資料がございます。こちらをご覧いただきたいと思えます。裏面の方に対象箇所の地図を付けておりますけれども、今回の計画につきましては、広域農道から鹿ノ丸池の上の町道平似田太ノ浦線までの交差点を計画等いたしておりますけれども、全幅 7m、この区間の延長が 3800m でございます。中岳幹線自体は、国道 34 号から連絡いたしておりますけれども、今回は広域農道から、上側といたしまして中岳集落までの区間、1 車線の現道拡幅の改良事業ということで計画をいたしております。ただし、広域農道から下につきましても同様の区間が存在いたしておりますので、これにつきましても今後検討いたしていく必要があるかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補足して説明をいたします。先ほどのこの図面参考資料の図面で、中岳幹線でございますけれども、四ツ池付近から広域農道まで計画をいたしております。その後、広域農道から中岳幹線の公営住宅の千綿団地まで接続をしたいんですけども、この広域農道で接したらもう 2 車線ということで、これで接続となります。残念ながら、この下の方が県の方にも要望をしたんですけども、できないということで、その下の方は別の事業でやるしかないかなと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてお知らせください。ありませんか。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

中岳幹線の件なんですけども、一応その規格が拡幅 7m ということになってるんです。それにしないとそういった辺地債の対象にならないんでしょうけど、里一ツ石線の場合、一部 5m に途中で変わっていますね。そういうことは今後あるのかなのかですね、そこら辺をちょっと。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは議会の承認を得まして、実施にはいるわけですけども、その時に変更はききます。たぶん今から先の交通量とかを考慮しながら 5m でいく場合があります。しかし、せっかくでしたらもうあと 2m の違いです。用地買収はそんなに高くないと思えますので、この際ですから 2 車線にした方が、後々考えてもらいますが、町バスを運行させるっていうような考えもありますので、そうしますと 2 車線にしておかないと。とてもボンゴバスでしたにしても普通自動車が発車できるような幅員というのは 7m あった方がいいのかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

この辺地地区の人口は現在 660 名ぐらいですかね。将来 5 年とか 10 年後の人口予測とかされてますか。この辺地地区。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは実際今のところ分かりませんので、分かる方法は今現在の住民基本を全部地区別に並べまして、そしてそれを 2015 年から、例えば 2020 年のそれをスライドして何ですか、それを比例配分していけば人口は分かると思います。しかし、それは大きく変わらないと思います。特に駄地辺りが入ればボンと変わりますけども、中岳地区だけとか、もうちょっと上の方となればあんまり大きくは変わらないと思います。逆にむしろ減る可能性があります。そこは人口はスライドさせてどのくらいあるって確認をしながら、やもすれば投資効果がないわけですから、そこら辺は検討していかなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 45 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 45 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中尾辺地）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（中岳辺地）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（遠目辺地）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（蕪辺地）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 46 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 18、議案第 46 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 46 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算第 1 号でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1294 万 6000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 9494 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由が、今回の補正予算の主なものは、歳出において、総務費に地域づくり人材育成事業委託料、県防災行政無線機器移設工事、庁舎 1 階トイレ改修工事費など 860 万 7000 円、農林水産

業費に構造改善加速化支援事業補助金、広域基幹林道虚空蔵線法面改良工事、橋梁補修工事、音琴地区浚渫工事費など 6453 万円、土木費に道路橋梁維持費など 1450 万円、消防費に災害情報伝達システム構築業務委託費など 1 億 1683 万 8000 円、教育費に千綿中学校放送設備改修工事費など 587 万 6000 円を計上いたしております。

歳入においては、特定財源として、農林水産業費などへの国庫支出金に 1155 万 4000 円、県支出金に 2882 万 7000 円、総務費及び消防費へは町債 1 億 2700 万円を計上いたしております。なお、一般財源として、繰越金に 4733 万 8000 円などを追加計上いたしております。詳細につきましては財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは昼食のため暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 0 時 4 分）

再 開（午後 1 時 13 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど訂正のため町長より申し入れありましたので、町長の回答をよろしくお願いいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど吉永議員の方から光とか NBC のデータ放送の話がありましたが、その時に今回予算で上げておりますと言いましたけども、経費は一切いらぬそうです。パソコン代を上げているかなと思いましたが、パソコン代も今あるパソコンでできるということでございます。個人負担になって、月謝が 1,800 円ということで全くこちらの費用はいらぬということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

それでは、町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして、議案第 46 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）の主なものについて、説明を加えます。

17 ページをお願いします。3 歳出、2 款 1 項 2 目 18 節は、広報用の異体字ソフトの購入費として 7 万 4000 円。5 目財産管理費 15 節は、庁舎 1 階トイレの洋式化工事及び議員控室にある県防災行政無線機器を電算室への移設工事費として、合わせて 296 万 5000 円。16 節原材料費は、法定外公共物の維持修理等に支給いたしております生コンや U 字溝などの原材料費に不足が生じておりますので 100 万円を追加しております。7 目企画費の財源更正は、辺地地区の光情報基盤整備事業に対する辺地債が先ほど承認されましたので、地方債に 4890 万円を追加充当し、オフトーク通信施設等財政調整基金からの繰入金 390 万円を減額しております。また、当初予算に計上しております結婚活動支援事業に地域少子化重点推進国庫補助金を充当してございましたけれども、国庫事業として不採択となりましたので、国庫支出金を 154 万 1000 円減額する財源更正も併せて行っております。9 目電子計算費 13 節委託料は、マイナンバーを使った情報連携が 7 月から本番を迎えますが、国が

らの通知により一部電算改修が必要となりましたので、法改正等対応業務委託料 19 万 5000 円を追加いたしております。10 目地域づくり推進事業費、地域づくりリーダーの育成を目的に、当初予算で保留しておりました地域づくり人材育成事業委託料として 397 万 2000 円の追加でございます。

18 ページ、6 項監査委員費は、監査委員 1 名分の研修費として 9 節に 1 万 8000 円、19 節に 3 万 5000 円をそれぞれ新規に計上いたしております。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、4 節共済費と 7 節賃金は、福祉係職員の産休代替臨時職員の 7 ヶ月分の雇用経費として、28 節、国民健康保険事業特別会計繰出金 29 万 2000 円は高額療養費制度改正に伴う電算システム改修費として、また、介護保険事業特別会計繰出金 24 万 2000 円は介護保険係職員の怪我入院に伴う臨時職員の雇用経費として、それぞれ追加繰り出しを行うものです。3 目障害福祉費は、当初予算に 2 件分の予算を計上しておりましたが、既に 2 件の申請が有り、今後も申請が見込まれるため 46 万円の追加を行っております。

20 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費の財源更正は、特別児童扶養手当事務に係る国庫委託金が交付されますが、当初予算に計上漏れがありましたので、今回、財源更正を行うものです。4 目児童福祉施設費 15 節工事請負費の追加は、むつみ荘 2 階トイレの改修費として 57 万円の追加です。6 款 1 項 3 目農業振興費 13 節、特産品販売促進実践講座委託料は、農産物等を SNS を使って販売する手法を学ぶ実践講座開催の委託料として 72 万円の追加。19 節、水田農業産地計画実践事業補助金は、千綿水稲無人ヘリ利用組合員のヘリ防除オペレータ研修費補助の追加として 33 万 7000 円。構造改善加速化支援事業補助金は、農業後継者の収益アップのため、新規連棟ハウス 3147 m²の建設補助として 2659 万 8000 円。5 目農村環境改善センター費は、当初予算計上漏れによる維持管理に必要な修繕費 30 万円の追加をそれぞれ行っております。

22 ページ、2 項 2 目、林道警戒標識設置工事は、治山林道協会の補助を活用した落石注意喚起標識 6 基の設置工事費として、3 目林道費、広域基幹林道虚空蔵線法面改修工事は、県のながさき森林づくり林道整備事業費を活用したモルタル吹付による法面保護工事費として、また、橋梁補修工事は、国の美しい森林づくり基盤整備交付金事業を活用した林道龍頭泉線抱岩橋補修工事費として、いずれも当初予算編成時に保留していた事業の新規計上を行っております。3 項 3 目水産物供給基盤機能保全事業費、音琴地区浚渫工事は、28 年度からの繰越しをお願いしました音琴漁港の保全計画策定業務の調査結果によりまして、余堀等が必要となったことから、29 年度事業分としてお願いするものです。

24 ページ、7 款 1 項 2 目、商工振興事業補助金 5 万円の追加は、東彼商工会が広域的に実施する展示販売及び商談会事業に対し、東彼 3 町で補助するものです。8 款 2 項 2 目 13 節、橋梁点検業務委託料 600 万円の追加は、国からの事業内示を受けて事業費の追加を行うものです。15 節、改良工事追加は、町単要望改良工事 10 か所分の追加。同じく舗装補修工事追加は、町単要望維持工事 6 か所分の追加となっております。17 節、用地費は、先ほど申しました町単要望改良工事の用地費として、田 120 m²の購入費として 30 万円の追加を行っております。

26 ページ、6 項 1 目住宅管理費は、町営住宅退去時の壁・床等の施設修繕費に不足が生じたので、100 万円の追加をお願いするものです。9 款 1 項 5 目 13 節、災害情報伝達システム電波調査・設計業務委託料 712 万 8000 円の減額と災害情報伝達システム構築業務委託料 1 億 2396 万 6000 円の追加は、当初予算に災害時の緊急情報として、FM 電波を使った V-Low 方式による導入を行う

ことで、本年度、電波調査・設計業務委託料を計上しておりましたが、本年4月1日から携帯電話網を使った、電波調査や鉄塔等の資産を保有することなく、短期間でシステム構築が可能なインフォカナルというシステムが発売されました。設備の優位性及び今後の維持経費等を総合的に判断いたしまして、V-Low方式によるシステム導入を取り止め、新たな方式の災害情報伝達システム構築を行うものです。

28ページをお願いします。10款1項2目事務局費8節、学校運営協議会委員謝金20万8000円、11節需用費7万円及び12節のうち通信運搬費1万8000円の追加は、コミュニティースクール研究校の指定を受けたことにより事業費の追加を行っております。12節、スクールバス臨時運行手数料8万円及び14節、車借上料39万円の追加は、当初予算に計上しておりました学校モデル構築事業に係るインターナショナルデイ及び講習会時の児童生徒移送経費の追加によるものです。2項1目11節、消耗品費86万4000円の追加は、彼杵小スクールバスの雨天時の運行時に、児童が雨合羽等の雨具を着用したまま座れるようにバス4台分のシートカバー購入費として、18節、備品購入費21万6000円の追加は、スクールバスの安全管理のため、保護者からドライブレコーダー設置要望がありましたので、4台分の購入費を計上いたしております。

30ページ、3項1目、工事請負費は、当初予算編成時に保留しておりました千綿中学校放送設備の不良に伴う設備交換工事費として、また、6項2目、工事請負費は、当初予算に計上しております彼杵児童体育館防水工事の当初設計に違算がありましたので、追加をお願いするものです。

戻っていただいて、7ページをお願いいたします。2歳入、14款1項1目、住宅使用料は、当初予算編成時、お試し住宅大迫の宿の使用料を徴収することで計画しておりましたが、旅館業法などから短期の貸付契約としましたので使用料を減額、17款の財産収入へ変更するものでございます。

8ページ、15款2項国庫補助金1目、社会保障・番号制度システム整備補助金18万2000円の追加は法改正等対応業務委託料の財源として、地域少子化重点推進交付金154万1000円の減額は結婚活動支援事業の不採択によるものです。4目、美しい森林づくり基盤整備交付金は林道龍頭泉線抱岩橋補修工事費の50%の交付。5目、橋梁点検事業交付金は事業費の61.16%が交付されることになっています。

飛びまして、10ページをお願いいたします。16款2項4目1節、米需給調整総合対策事業補助金28万1000円は水田農業産地計画実践事業補助金の財源として事業費の2分の1が、構造改善加速化支援事業補助金2127万8000円は事業費の5分の2が交付されることとなっています。2節、ながさき森林づくり林道整備補助金は事業費の3分の1が、3節、水産物供給基盤機能保全事業費補助金は音琴地区浚渫工事費の2分の1が追加交付されることになっています。

飛びまして、13ページをお願いいたします。19款1項6目1節、183万円の追加は、彼杵児童体育館防水工事の財源とするため、教育文化施設整備基金から追加して繰入れを行っております。

14ページ、20款1項1目1節、今回補正の財源とするため前年度繰越金を4733万8000円追加をいたしております。

飛びまして16ページをお願いいたします。22款1項町債2目、防災情報伝達システム構築事業8520万円は起債申請時の事業費に基づいて事業費の100%を計上しております。なお、後年度の交付税措置率は元利償還金の70%が措置されることになっております。また、4目、光情報基盤整備事業4890万円は事業費の100%を、後年度の交付税措置は元利償還金の80%が措置されることに

なっています。

戻っていただいて4ページ、第2表地方債補正。先ほど説明しました事業の補正前と補正後の借入限度額、起債の方法、利率及び償還方法を記載いたしております。

1ページ、2ページの第1表は、ただいま説明いたしました金額の積み上げですので、説明を省略いたします。以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

先ほど町長に、一般質問のところでちょっとストップしました17ページの地域づくり推進事業費の397万2000円、これについての説明で、今財政課長からの説明では計上保留をしていたというような説明がありましたが、その保留をした理由をお知らせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

課長査定で保留をいたしましたので、私の方からご説明申し上げたいと思いますけれども、事業がまだ進行いたしておりまして、そのため事業の実績を見てから6月補正でも間に合うということでしたので、そういった理由から保留をいたしておりました。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

その事業の実績というのは、具体的にどんな内容ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

事業の効果とかそういったものでございます。まだ事業が進捗中でございましたので、結果等まだ全然受け取っていない状況で次の予算を上げるのはちょっとどうかというふうなこともありましたので、一応保留させていただいて、もしその結果に基づいて良かったら6月補正でも大丈夫かということを確認したところ、6月からの事業で開始でOKということでしたので、一応保留をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

よろしいですね。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

よく分からないですけど、この地域づくりの推進事業って具体的中身は一体何なんですか。ちょっと見えてこなかったんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ここに書いておりますとおり人材育成でございます。人材育成です。その中身は昨年も行いましたけども、今年も引き続きそういう人材育成をやりたいと。要するにまちづくりをするために、なかなか町民の方もやりたいけどもノウハウがないとかあります。先生方が5名ぐらいを予定をしておりますけども、里山資本主義をされる方の和田さんとか、それから、例えば銀行の渉外の顧問をされております高校生レストランという有名なことをやっておられる方とか、あるいは中山間地の集落維持の拠点作りという方の先生とか、それから昨年もありましたけども食堂をやっておられますひまわり亭っていう熊本かどっかありますけども、そういう先生方に町民の方をまず勉強に行ってもらって、そしてお互いに、こっちに今年度は来てもらって指導するとか。1年間でそういうノウハウを勉強してもらって、やがては東彼杵町の地域づくりの集団的な組織に育成をしようということですね。そういうことをしないとなかなか町民の方にまちづくりをやってくださいと言っても手を挙げてやる人はおりませんので、そういう集団組織を作ってそういうまちづくりのレベルを上げようという考えです。以上です。

○議長（後城一雄君）

よろしいですね。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

内容につきましては、後ほど委員会の方で聞こうかなと思っておりましたが、ただいま少しだけ触れていただきましたので、町長が在席されている時にちょっと確認をさせていただきます。この人材育成のための事業ということでございますが、人材を育成するにあたっては、今回そういった育成するきっかけとしては良いかも知れません。しかしながら人材育成をするにあたっては、これは相当な時間、時間が必要かと思えます。一つ一つの積み上げと、そしてその人が育つ環境づくり。それが大事じゃないかなと思っておりますが、町長、この昨年度からすると2倍の金額が、2倍ですね、約2倍の金額が上がっております。計上されております。したがってこれは、あちこちから講師を呼んできて人材育成をするということでございますが、やはり人を育てるといのは、どこからか来て、講師の講演を聞いて、はいそうですかと簡単に人が育つような状況じゃないのかなと私は思っています。したがって、人を育てるっていうのは時間をかけて丹念にやはり育てていかないとこれは芽が出ないと思っておるんですが。

町長の考えは、これをきっかけにということなのか、それともずっと単発で、単発といったら悪いんですけど、この期間だけの講座をして後は自分たちでやるというような話に結果的になるんですよ。そうした形でいいんですか。伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくりっていうのは、いろいろ今議員がおっしゃるように、いろいろな方法があります。短兵急ではできません。人材育成というのはすぐにはできません。これをやったってできないかも分かりません。しかし、そういう機会を与えるというのは必要です。行政は必要です。だから、それですぐさま実践できるかという、そう簡単にはいきません。それじゃないといつでもできますので。だからいろんな経験を積んでもらうということで、やるわけでございます。もしかしたら、これで小さな芽が出るかも分かりません。どんどん大きくしていくというのがこれでやらないかもしれないけれども、自分たちで大きくなるという方法もあるでしょうし、いろいろ方法はあると思います。私も人材育成とはなかなかできませんけども、やらないとどうにもなりません。誰かが何かをやらないといけませんので、ご理解をいただければ良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

よろしいですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 46 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 47 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 48 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 議案第 49 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 19、議案第 47 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 20、議案第 48 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 21、議案第 49 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 47 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29 万 2000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3109 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、高額療養費の制度改正により、そのシステム改修委託料 29 万 2000 円を計上し、その財源といたしましては一般会計繰入金 29 万 2000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 48 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 524 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出で事務補助に係る経費が必要となり、総務費に 24 万 2000 円を計上いたしております。財源といたしましては繰入金 24 万 2000 円を計上いたしております。

次に、議案第 49 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 16 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 366 万 4000 円とするものでございます。

提案の理由は、歳出で後期高齢者医療保険料の軽減判定システムの不備に伴い、発生した保険料の還付金として、諸支出金 16 万 4000 円を計上し、その財源として諸収入に同額を計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

始めに、議案第 47 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足して説明いたします。今町長が説明を申しましたように、歳出で 70 歳以上の高額療養費の限度額の引き上げに伴いますシステムの改修業務の計上でございます。見直しでは現行の枠組みを維持したままということなので、現役並世帯あるいは一般世帯、住民税非課税世帯、そういった現行の枠組みを維持したまま限度額を引き上げるということでございます。

内容につきましては、現役並世帯が従来の限度額が 4 万 4400 円を 5 万 7600 円に引き上げる。それから一般世帯につきましては、1 万 2000 円のところを 1 万 4000 円に引き上げる。それと世帯の合計額が従来は 4 万 4400 円だったところを 5 万 7600 円に引き上げる。そういったシステムの改正の内容でございます。歳入は、5 ページの一般会計繰入金の追加をいたしております。同額の 29 万 2000 円でございます。

続きまして議案第 48 号でございます。6 ページの歳出ですけれども、1 款 1 項 1 目、賃金に 24 万 2000 円ということで、臨時雇い賃金を計上いたしております。職員の怪我によります休暇となりましたので、それを補填するものでございます。歳入にいきまして、5 ページは同じく一般会計繰入金から 24 万 2000 を追加をするものでございます。

それから議案第 49 号でございます。平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、歳出 6 ページに、3 款 1 項 1 目保険料還付金といたしまして 15 万円。同じく 2 目還付加算金といたしまして 1 万 4000 円を計上いたしております。内容につきましては、後期高齢者制度の保険料の軽減判定システムの誤りによる保険料の過大徴収に係る還付金といたしまして、7 件分で 15 万円。それと加算金といたしまして、同じく 7 件分に対する保険料の還付加算金に対する加算金といたしまして 1 万 4000 円を計上しております。5 ページの歳入につきましては、6 款 2 項 1 目、同じく 2 目それぞれ広域連合からの収入ということになります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 47 号、議案第 48 号は総務厚生常任委員会に付託します。次にお諮りします。議案第 49 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 50 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 22、議案第 50 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 50 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 190 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 4185 万円とするものでございます。

提案の理由は、歳出について施設費の委託料 244 万 4000 円を減額いたしまして、補償補填及び賠償金へ 434 万 4000 円を追加計上しております。その財源といたしましては、下水道事業費負担金を 190 万円追加をいたしております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは議案第 50 号であります。平成 29 年度の社会資本整備第 2 期の 3 年目を迎えております。6 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目の下水道建設費につきましては、説明にありましたように 13 節委託料における千綿宿の家屋調査を現在 567 万円で発注をしております。及び下水道法第 4 条の事業計画と都市計画法 60 条の事業認可延長と改正下水道法における計画の見直しを含む委託業務でございますが、こちらは 1360 万 8000 円の執行をしております。それに伴う 244 万 4000 円の減額を行うものでございます。22 節につきましては、補償補填の賠償金について水道事業における、こちら千綿宿の 925 万 5000 円、橋の詰地区の 308 万 9000 円、田川住宅のところでございますが、賠償金における水道切り替えにおけます不断水工法の追加における不足額 434 万円を追加計上をするものでございます。

歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目の下水道の負担金につきまして、29 年度当初予算

の賦課分につきまして、65 件の千綿宿についての一括納付を 15 万円、これについて 20 件、分割納付 45 件と算定をして計上しておりました。負担金の申告書をおって受付をすることになりますが、受付の実績で一括納付 39 件、分割納付 20 件ということで受付を実績をしております。それに伴う更正を行いまして 190 万円の増額ということで今回修正をして計上をさせていただきました。

戻りまして、1 ページから 4 ページは積み上げ明細でございます。歳入説明を含めて説明を終わらせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 50 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 報告第 4 号 繰越明許費に関する報告について (平成 28 年度東彼杵町一般会計)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 23、報告第 4 号繰越明許費に関する報告について（平成 28 年度東彼杵町一般会計）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 4 号繰越明許費に関する報告につきまして、一般会計の繰越しでございます。次に報告第 5 号繰越明許費に関する報告でございます。これにつきましては簡易水道事業特別会計でございます。それぞれ担当の課長から説明をさせます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

平成 28 年度一般会計繰越明許費につきまして、添付しております繰越計算書で報告をさせていただきます。議決をいただいた事業は全部で 12 事業でございます。うち実際に繰越した事業は 11 事業となりました。また、議決をいただいた限度額は合計で 1 億 6828 万 3000 円、実際の繰越額は 1 億 6128 万 5000 円。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金が 7325 万 6000 円、地方債が 4240 万円、その他が 120 万円。また、一般財源が 4442 万 9000 円で、翌年度に繰り越す財源内訳となります。

それぞれの事業につきまして、5 月末までの進捗率と完了予定につきまして報告をいたします。

通知カード・個人番号カード関連事務委託料は、年間発行見込み枚数 100 枚に対して発行枚数が 22 枚で進捗率 22%、来年 3 月末完了予定でございます。

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は進捗率が 75%、9 月末完了予定。

簡易水道事業特別会計繰出金は、中岳、蕪地区他 5 工区の統合簡易水道事業を施工中で、進捗率が 60%、完了予定が 7 月末となっております。また、基幹改良彼岸地区、法音寺地区は、同じく進捗率が 60%、これも 7 月末完了予定となっております。

畜産クラスター構築事業補助金は、進捗率が 30%、完成予定は 7 月末でございます。

水産物供給基盤機能保全事業は、3 本の事業を実施中で、そのうち音琴地区水域施設保全実施設計業務委託料は進捗率が 80%、今月末完了予定でございます。東彼岸漁港音琴地区低質調査業務委託料は進捗率が 0%、7 月末完了予定でございます。音琴地区漁港泊地浚渫工事は進捗率 0%、11 月末完了予定でございます。

平似田太ノ浦線完成記念式典は 4 月 23 日に式典を開催し、支払等は 5 月末までに完了いたしております。

道路橋梁維持・新設改良費、里第 2 橋補修工事は 5 月末で完了いたしております。木場本線道路改良事業は進捗率 80%、今月末完了予定となっております。

太ノ浦周辺用水対策事業は、降雨を待っている状態でございます。進捗率が 0%、7 月末完了予定でございます。

町道里一ツ石線改良事業は進捗率が 90%、今月末の完成予定でございます。

28 年農地等災害復旧事業は、9 工区の工事を繰り越してございまして、うち 4 工区は 5 月末に完了いたしております。その他 4 工区が 6 月末、最後の 1 工区が 7 月末完了予定となっております。事業費ベースの進捗率は全体で 45%となっております。以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

ちょっと待ってください。今のあれは繰越明許費は 4 号だけを挙げておりますので、5 号は別にお願ひします。

以上で説明を終わりましたが、報告事項であります。これで報告第 4 号を終わります。

日程第 24 報告第 5 号 繰越明許費に関する報告について

（平成 28 年度東彼岸町簡易水道事業特別会計）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 24、報告第 5 号繰越明許費に関する報告について（平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

失礼しました。報告第 5 号繰越明許費に関する報告につきまして、28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計繰越明許費の繰り越し計算でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは代わりまして説明します。報告第 5 号であります。本件につきましては、去る 2 月 17 日でございます。議案第 3 号における特別会計の補正予算 2 号におきまして、統合簡易水道事業による補正予算の 1 億 4200 万円、これは統合簡易水道の統合事業であります。同じく 2 款 1 項の彼杵簡易水道の基幹事業につきまして、2800 万円の明許を合わせますところの承認をいただいております。

これにつきまして今回報告をいたしますけれども、28 年度の決算見込を含みますその内容につきまして、報告を行います。打ち切り決算も水道に今回ございまして、出納の整理期間がないことから、収入、支出をできる限り 3 月 31 日、平成 29 年 4 月 1 日の公会計の企業会計移行日に合わせます 10 日以内の出納事務引継ぎを提出するというので、簡易水道特別会計の出納を閉鎖する必要がございました。3 月 31 日付けの歳入歳出の差し引き額を実質収支額としまして、2564 万 4000 円、この額で水道事業会計の純繰越額として、会計の移行としてスタートをしております。明許の計算表を付けておりますので、そちらをご確認ください。

簡易水道再編の推進事業による統合事業の繰越額は 1 億 4200 万円で、生活基盤近代化事業による基幹改良事業は 2800 万円でございます。それぞれの事業の進捗率は、統合事業が 1 億 3031 万 4960 円となっております 91.7%でございます。内容は 6 工事でございます。管路延長はおおむね 1092 m となっております。完成予定は先ほど一般会計の方では 7 月末ということでございましたが、若干 IT 通信とかそういう工事内容も、庁舎から施設の通信網を整備するという工事内容もございまして、若干延びる可能性もございまして、それも含めまして 8 月から 9 月というふうなことで計画を今しております。彼杵簡易水道の基幹改良につきましては、1 本の工事で法音寺の方の工事を執行しております。こちらは 81%の執行でございます。完成予定はこちらは 7 月の完成予定で執行をしております。以上、報告を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますのでこれで報告第 5 号を終わります。

日程第 25 請願第 1 号 まちづくり支援交付金等審査特別委員会による委員会審査報告書に関する請願書

○議長（後城一雄君）

次に日程第 25、請願第 1 号まちづくり支援交付金等審査特別委員会による委員会審査報告書に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第 1 号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 1 時 58 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 20 日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊